

公益財団法人日本環境整備教育センター 浄化槽技術研究会規程

(目 的)

第1条 浄化槽技術研究会（以下「研究会」という。）は、浄化槽の普及を促進し、浄化槽に関する工事及び維持管理の適正化により健全な水環境を構築し、地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与し、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(事 業)

- 第2条 研究会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 全国浄化槽技術研究集会、研究会等を開催すること。
 - (2) 浄化槽の適正な施工及び維持管理の向上を図ること。
 - (3) 浄化槽の法定検査の推進を図ること。
 - (4) 浄化槽に関する普及・啓発を行うこと。
 - (5) 浄化槽に関する情報の収集及び提供を行うこと。
 - (6) 浄化槽に関する国際交流の推進を行うこと。
 - (7) その他、研究会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(会 員)

- 第3条 研究会の会員は、個人会員、特別会員及び賛助会員とする。
- (1) 個人会員は、研究会の目的に賛同して入会した浄化槽関係技術者及び指定検査機関に在職する者等とする。
 - (2) 特別会員は、研究会の目的に賛同して入会した国及び地方公共団体の浄化槽担当者等及び浄化槽について学識経験を有する者（但し理事長が依頼する者）とする。
 - (3) 賛助会員は、研究会の目的に賛同して入会した法人及び団体とする。

(会 費)

- 第4条 会費は、次のとおりとする。
- (1) ア．個人会員 10,000円／年
イ．賛助会員 100,000円以上／年（1口20,000円／年、5口以上／年）
 - (2) 会費の納入は1年毎に行うこととする。
 - (3) 加入時の納入は会計年度当初から終了までの1年分とする。

(入 会)

第5条 研究会に加入しようとする者は、所定の加入申込書を提出し、加入の承認を受けることとする。但し、学識経験を有する者を除く。

(退 会)

第6条 会員が次の各号いずれかに該当する場合は、研究会から退会するものとする。

- (1) 会員としてふさわしくない行為を行ったとき。
- (2) 会費を1年以上滞納したとき。
- (3) 会員が退会を申し出たとき。
- (4) 死亡したとき。

2 会員が退会した場合には、既に納入した会費は返納しない。なお、未納分のあるときは、退会するまでの会費を完納させるものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 研究会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後6ヶ月以内に、会員に報告するものとする。

(会計年度)

第8条 研究会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務処理)

第9条 研究会の事務を処理させるため、公益財団法人日本環境整備教育センター事務局組織規程第8条第1項に基づき、情報・ITグループ情報担当チームが研究会事務を所掌する。

(委員会)

第10条 研究会の目的及び事業を達成するために必要に応じて、委員会を設けることができる。

2 委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から適用する。